

注意事項 *よくお読みいただいてから裏面の「申請書」太枠内を記入してください

- 必ず受診前に手続きを行ってください ※事後申請はできません
- 同じ世帯に市民税が「課税されている方」がいる場合は費用無料の対象外です
- 同じ世帯に市民税が「未申告の方」がいる場合は、申告後に申請してください
- 別の世帯の代理人が申請する場合は「委任状」が必要です ※同じ世帯の場合は不要
- 1月1日の住所が越谷市でない場合は、1月1日の住所地が発行する「課税(非課税)証明書」を申請書に添付してください(申請日時点の世帯全員分、コピー可)
 - *今年度の課税額決定前は、前年度の課税状況で発行の可否を判断します(税額の決定は毎年6月前後)
 - *高齢者予防接種の申請に限り、地方税関係情報取得同意書(同一世帯全員の署名が必要)の利用ができます(事前予約制)詳しくは健康づくり推進課へお問い合わせください
- 「骨粗しょう症検診」と「集団の乳がん検診」の予約は、健康づくり推進課へ ※その他は医療機関へ
- 高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者新型コロナ予防接種の無料券は9月下旬の発送予定です
- 重複受診した場合は全額自己負担となりますので、ご注意ください

申請場所 **当日発行** → 保健センター(健康づくり推進課) 平日 8:30~17:15
後日郵送 → 市役所なんでも相談窓口、北部出張所、南部出張所、各地区センター
*2週間程度

- 持ち物
- 窓口に来る人の「マイナンバーカード」等、本人確認書類
 - 本人署名または押印のある「委任状」 ※別の世帯の方が申請する場合のみ
 - 世帯全員分の「課税(非課税)証明書」 ※1月1日時点の住所が越谷市でない場合のみ
 - 「登記事項証明書」等 (コピー可) ※成年後見人等が申請する場合のみ
 - 法人に所属していることがわかるもの ※成年後見人等が法人の場合のみ

問合せ 越谷市保健センター(健康づくり推進課) 電話 **048-960-1100** 平日 8:30 から 17:15 まで
〒343-0023 越谷市東越谷10-31

